

4 子どもの可能性を広げる千葉の確立

(1) 子育て施策の充実

○保育環境整備促進事業【新規】(子育て支援課) 19,000千円

「こども誰でも通園制度」を実施する事業者が、国の補助事業を活用して新たに施設の整備等を行う場合に、県が独自に上乗せ補助を行います。

[対象事業] 国の交付金を活用して行う「こども誰でも通園制度」の実施に係る施設の整備等

[基準額] 22,584千円(県負担額の上限は1,882千円)

[負担割合] 国2/3、市町村1/12、県1/12、事業者1/6

○保育の質の充実に向けた取組の推進(子育て支援課) 47,100千円(R6 45,400千円)

子どもの資質や能力を一層育むため、施設や保育士の確保といった保育の量の拡充にとどまらず、保育の質の充実に向けた取組を推進します。

[事業内容]

1 自然環境保育推進事業 43,700千円(R6 42,000千円)

自然体験活動を通じて、子どもの主体性や創造性等を育む、「自然環境保育」に取り組む団体を認証し活動に要する費用を助成します。

[対象団体] 幼稚園、保育所、認定こども園、一定の要件を満たす自主保育団体等

[認証区分] 重点型：質、量ともに自然環境保育に重点を置いて取り組んでいる団体

普及型：通常の保育と合わせて自然環境保育に積極的に取り組んでいる団体

[補助内容] ①自然体験活動費への補助

重点型：200千円/団体、普及型：100千円/団体

②運営費への補助

重点型で運営費に公的助成等を受けていない団体：700千円(年間)/団体

2 保育アドバイザー派遣事業 3,400千円(R6 3,400千円)

保育所における遊びを通じて、数量や図形への関心・感覚の育成につながるような視点を取り入れた活動の実践に向け、専門的な知見を有する保育アドバイザーを派遣します。

[対象施設] 県内の保育施設(5施設程度)

[実施方法] 主に5歳児クラスを対象に保育アドバイザーを派遣

○千葉県保育士処遇改善事業（子育て支援課） 2,490,000千円（R6 2,361,000千円）

保育士の確保・定着対策を推進し、県内の保育環境の改善を図るため、民間保育所等の保育士の処遇（給与）改善を実施します。

〔対象事業〕 私立の保育所等に勤務する常勤の保育士の処遇改善に係る事業

〔基準額〕 保育士1名につき月額2万円

〔負担割合〕 県1/2、市町村1/2（政令市は県1/4、政令市3/4）

○保育対策総合支援事業〔一部再掲〕（子育て支援課）

2,013,000千円（R6 1,928,863千円）

待機児童の解消に向け、保育士の確保や保育の受け皿拡大等に必要な支援を行います。

〔主な事業〕

1 保育士修学資金等貸付事業 89,007千円（R6 106,085千円）

保育士確保のため、保育士養成施設に在学し、保育士資格取得を目指す学生に対して修学資金等の貸付を行います。

〔貸付額〕 学費5万円（月額）、入学準備金20万円 等

2 保育士・保育所支援センター設置運営事業 28,875千円（R6 18,286千円）

潜在保育士等の就労支援窓口の設置・運営を行います。

3 保育補助者雇上強化事業 602,000千円（R6 628,431千円）

保育士の業務負担軽減に取り組む保育事業者に対し、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の雇上費用の一部を助成します。

〔負担割合〕 国3/4、県1/8、市町村1/8

4 保育体制強化事業 338,625千円（R6 338,625千円）

給食の配膳や清掃などを行う保育支援員の雇上費用の一部を助成します。

〔負担割合〕 国1/2、県1/4、市町村1/4

5 都市部における保育所等への賃借料支援事業 552,896千円（R6 500,604千円）

都市部での賃貸物件を活用した保育所等の整備促進を図るため、賃料の一部を助成します。

〔負担割合〕 国1/2、市町村1/4、事業者1/4

6 医療的ケア児保育支援事業〔再掲〕 293,203千円（R6 232,929千円）

保育所等において医療的ケア児の受入れを促進するため、市町村が看護師等を配置した場合の経費の一部を助成します。

〔負担割合〕 国1/2、県1/4、市町村1/4

7 認可外保育施設の質の確保・向上のための巡回支援指導事業 7,744千円（R6 7,744千円）

死亡事故等重大事故の発生防止や保育の質の確保を図るため、認可外保育施設に対して専門的な知見を持つ指導員を派遣し、安全性の向上に向けた指導等を実施します。

○子ども・子育て支援体制整備総合推進事業（子育て支援課）

252,000千円（R6 250,774千円）

子ども・子育て支援の充実を図るため、保育分野及び地域子育て支援分野に関わる職員の養成及び資質の向上を図るための取組を実施します。

〔主な事業〕

1 子育て支援員研修事業 47,000千円（R6 46,500千円）

保育士の補助等を行う子育て支援員の認定のため、支援員として必要な知識・技術を習得するための研修を行います。

2 放課後児童支援員等研修事業 31,000千円（R6 30,457千円）

放課後児童クラブの支援員の資格認定のため、支援員として必要な児童の安全確認や、生活指導などに関する研修を実施するとともに、放課後児童クラブに従事する者の資質向上を図るための研修を実施します。

3 保育士等キャリアアップ研修事業 166,000千円（R6 167,088千円）

民間保育所等の保育士の定着及び保育の質の向上を図るため、一定の経験を積んだ保育士等を対象として、キャリアアップのための研修を実施します。

〔対 象 者〕 概ね3年以上の経験を有する民間保育所等に勤務する保育士等

〔対象人数〕 県実施分：9,200人、指定研修実施機関分：3,600人

○保育所等への運営費の給付〔再掲〕（子育て支援課）

31,200,000千円（R6 26,463,000千円）

認定こども園・保育所等の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

〔対 象〕 私立の認定こども園、保育所等

〔負担割合〕 国1/2（直接）、県1/4、市町村1/4

○小規模保育等への運営費の給付〔再掲〕（子育て支援課）

4,190,000千円（R6 3,623,000千円）

地域の特性に応じた保育機能を確保するため、小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業の運営費に対して市町村が支弁する給付費の一部を負担します。

〔対 象〕 小規模保育、家庭的保育及び事業所内保育を行う事業者

〔負担割合〕 国1/2（直接）、県1/4、市町村1/4

○保育士配置改善事業（子育て支援課） 2,000,000千円（R6 1,741,400千円）

国の基準を上回って保育士を加配した民間保育所等に対して助成します。

[補助対象]・特定乳幼児・障害児受入分： 290,000千円

・その他児童分： 1,710,000千円

[補助率]・特定乳幼児・障害児受入分：県1/3、市町村2/3

・その他児童分：県1/2、市町村1/2

○多様なニーズに対応した子育て支援〔再掲〕（子育て支援課）

2,654,000千円（R6 2,554,000千円）

保育施設等において、病児保育、延長保育、一時預かりを実施するなど、市町村が地域の実情に応じて実施する、多様な子育てニーズに対応するための事業に対し助成します。

[負担割合] 国1/3（直接）、県1/3、市町村1/3

[主な事業]

1 病児保育事業 791,000千円

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に実施する保育等に対して助成します。

2 延長保育事業 531,000千円

通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で実施する保育に対して助成します。

3 一時預かり事業 627,000千円

家庭において、一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行うための費用を助成します。

4 地域子育て支援拠点事業 483,000千円

乳幼児とその保護者同士が交流する子育て支援の拠点施設を設置し、育児相談や、情報提供等を行う取組に対して助成します。

○放課後児童健全育成事業（子育て支援課） 3,489,000千円（R6 3,032,000千円）

仕事などで保護者が昼間家庭にいない児童の生活や遊びの場となる「放課後児童クラブ」の運営費について、市町村に対し助成します。

[負担割合] 国1/3（直接）、県1/3、市町村1/3

○放課後子供教室推進事業（生涯学習課）

317,702千円（R6 298,750千円）

子供たちの安全・安心な居場所づくりのため、市町村が小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の協力を得て、勉強やスポーツ、地域との交流等を行う「放課後子供教室」の運営費に対して助成します。

〔負担割合〕 国1/3、県1/3、市町村1/3

〔実施見込〕 32市町

○小児慢性特定疾病児童等自立支援事業【一部新規】（疾病対策課）

12,959千円（R6 1,736千円）

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成と自立促進を図るため、児童やその家族の状況に応じた支援を行います。令和7年度からは、医療や児童の成長・発達について専門的な知識・経験を有する団体に、自立支援員を配置した相談窓口を設置し、自立支援の更なる充実を図ります。

〔主な事業〕

・相談支援事業 1,526千円

対象児童等の適切な療養の確保や保護者同士の不安の解消、疾病の理解促進のため、療育相談指導やピアカウンセリング、学校・企業への就学・就業に関する周知啓発等を行います。

・自立支援員による相談窓口の設置【新規】 10,207千円

自立支援員を配置し、児童一人ひとりの状況に応じて作成した利用計画等に基づき、適切な支援機関へつなぐことで円滑な自立・就労を図るとともに、専門的な視点から全県的な課題やニーズを把握します。

・相互交流支援事業 590千円

対象児童等が相互に又はボランティア等と交流することで、コミュニケーション能力の向上や社会性の育成等を図ります。

○子ども医療費助成事業〔再掲〕（児童家庭課）

6,800,000千円（R6 6,800,000千円）

子どもの保健対策の充実を図るとともに保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療受診に要する費用を助成します。

〔実施主体〕 市町村

〔負担割合〕 県1/2、市町村1/2（千葉市のみ県1/4、市3/4）

〔助成対象〕 通院 小学校3年生まで

入院 中学校3年生まで

〔自己負担〕 通院1回、入院1日につき300円

（月額上限）同一医療機関、同一月の受診における通院6回、入院11日以降無料

〔支給方法〕 現物給付

○ひとり親家庭等医療費等助成事業〔再掲〕（児童家庭課）

1,045,000千円（R6 1,043,000千円）

ひとり親家庭等の医療費の負担を軽減するため、医療費助成を行う市町村に対し補助を行います。

〔対 象 者〕 ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童 等

〔自己負担〕 入院1日・通院1回につき300円、調剤無料

〔負担割合〕 県1/2、市町村1/2

○子育て等応援！チーパス事業（子育て支援課）

20,850千円（R6 14,781千円）

（債務負担行為 21,000千円）

企業等の協賛により、子育て家庭が店舗等で各種サービスを受けられる子育て支援事業を実施します。

〔対 象〕 県内の妊娠中の方又は18歳未満の子どもが1名以上いる家庭

〔実施方法〕 ①優待カード「チーパス」を市町村を通じて各家庭に配布

②協賛事業者は協賛ステッカーを掲示し、各種サービスを提供

③対象者は優待カードを提示し、サービスを受ける

④県はホームページ等で協賛事業者の広報を実施

〔主な事業〕 広報物資の作成 4,900千円

事業広報費 2,524千円

ウェブサイト「チーパス・スマイル」の運用 10,026千円

○地域少子化対策重点推進事業（子育て支援課）

385,000千円（R6 250,000千円）

県と市町村で構成する千葉県少子化対策協議会において、少子化対策の方策を検討するとともに、若い世代を対象としたライフデザインセミナーを実施し、市町村等の結婚支援策への助言を行うため専門的な知見をもつコンシェルジュを配置します。また、新婚世帯を対象に住宅賃借費用等の補助を実施する市町村に対して、引き続き経費の一部を補助します。

〔主な事業〕

・千葉県少子化対策協議会関連事業 12,370千円

・結婚新生活支援事業費補助事業 361,930千円

○児童虐待防止対策事業【一部新規】（児童家庭課・保健体育課）

817,933千円（R6 729,442千円）

児童虐待の未然防止、早期発見、被虐待児童のケア等に総合的に取り組みます。

[事業内容]

1 里親委託推進事業

75,640千円（R6 74,166千円）

里親委託や登録を推進させるため、制度の普及啓発や里親に対する研修などを一貫して実施するとともに、里親委託前に実施する面会や、里親宅における外泊などに要する生活費等について引き続き補助します。

2 児童安全確認民間協力員事業

40,882千円（R6 37,000千円）

児童虐待事案へ迅速に対応し、深刻事案へ注力するため、リスクが低いと児童相談所が判断する虐待通告について、安全確認を委託により実施します。

[対応時間]365日 11:00～21:00

[体制]1拠点 常時2チーム（1チーム2名体制）

3 児童相談所虐待防止体制強化事業

254,375千円（R6 235,244千円）

24時間365日電話相談に応じるとともに、児童虐待通告があった場合、児童福祉司と目視による安全確認を行う児童安全確認協力員の配置等を行います。

4 児童相談所専門機能強化事業

90,963千円（R6 78,967千円）

児童相談所職員に対する各種研修の実施や弁護士等の専門家の協力・助言を得る体制の強化を図ります。

5 児童虐待対策関係機関強化事業

18,646千円（R6 17,951千円）

市町村担当者等への各種研修の実施や要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣など、関係機関への支援等を行います。

6 子ども虐待防止地域力強化事業

36,115千円（R6 36,115千円）

児童虐待防止とDV防止を一体とした広報啓発を年度を通して展開し、児童虐待の通告義務やDV被害の相談機関等の周知を図ります。

7 児童虐待防止医療ネットワーク事業

4,432千円（R6 4,432千円）

こども病院への児童虐待専門コーディネーターの配置や地域保健医療従事者に対する研修等の実施により、医療機関における児童虐待対応の強化を図ります。

8 子どもの心の診療ネットワーク事業

7,880千円（R6 7,880千円）

虐待により心理的なケアが必要な児童に関する市町村や医療機関からの相談に対応するため、拠点病院にコーディネーターを配置し、助言を行うとともに、医療機関や関係機関を対象とした研修等を実施します。

9 乳児院等多機能化推進・妊産婦等生活援助事業

181,000千円（R6 128,504千円）

入所児童の家族等からの相談に対する育児指導、医療的ケア児や障害児等の受入等を実施する乳児院や児童養護施設のほか、家庭生活に支障が生じている特定妊婦と出産後の母子等への支援を行う母子生活支援施設等を支援します。

10 切れ目ない支援につなぐ妊娠ＳＯＳ相談事業 24,000千円（R6 24,000千円）

妊娠中の女性の不安を解消し安心して出産できるようにするため、電話やメール、SNSにより相談を受け、助産師や看護師等による適切な助言等を行います。

11 ライフステージにおいて妊娠を考える教育【新規】 1,000千円

予期せぬ妊娠を防ぐとともに、妊娠に関わる支援や相談窓口等を知ること、もし妊娠した場合でも望むライフステージを思い描けるよう、県立高校の生徒向けの講演会等を開催します。

12 社会的養護自立支援事業 83,000千円（R6 85,183千円）

児童養護施設等を退所する児童の自立支援のため、生活相談員等によるアウトリーチや弁護士による法律相談体制を整える等、退所後の支援を行います。

**○児童相談所の機能強化【一部新規】（児童家庭課） 5,741,707千円（R6 1,242,446千円）
（債務負担行為 8,057,000千円）**

児童虐待事案等に適切に対応するため、人員配置の強化や施設整備等により児童相談所の機能強化を図ります。

[主な事業]

1 人員配置の強化

児童福祉法等の改正に伴う一時保護所における職員の配置基準の見直しに対応するため、各児童相談所の児童指導員等を増員します。

2 児童相談所の新設 5,289,687千円（R6 685,005千円）（債務負担行為 237,000千円）

児童相談所の管轄規模の適正化に向け、（仮称）印旛児童相談所と（仮称）東葛飾児童相談所を新設するため、建設工事を進めるとともに債務負担行為を設定します。

[主な事業] 令和6～8年度 建設工事等 5,289,687千円

3 児童相談所の建替え 315,103千円（R6 420,176千円）（債務負担行為 7,796,000千円）

県有建物長寿命化計画に基づき、施設が老朽化している柏児童相談所と銚子児童相談所について、建替えに向けた建設工事を進めていきます。

[主な事業] 令和7～8年度 建設工事等 315,103千円

（債務負担行為 7,796,000千円）

4 ICTを活用した児童相談所業務改善事業 28,917千円 (R6 127,265千円)

ICTを活用して児童相談所の業務の適正化及び効率化を図ります。

[主な事業]

- ・職員支援端末導入 12,870千円

職員間の情報連携を迅速かつ円滑に行うため、公用スマートフォンを運用するとともに、保護者等との面談記録の作成に係る負担軽減を図るため、手書きメモをテキスト化するタブレットを試行的に導入します。

- ・児童相談所支援システム運用管理 5,867千円

虐待対応件数の増加に対応し、業務の適正化及び効率化を図るため、令和3年度に導入した児童相談所支援システムの運用管理を行います。

- ・県警との情報連携システムの運用 3,200千円

県、政令・中核3市と県警との児童虐待事案に関する円滑な情報連携を図るため、令和6年度に構築した県内で統一的なサブシステムを運用します。

5 一時保護所における学習支援【新規】 96,000千円

一時保護所の学習支援を民間事業者に委託することにより、保護しているこどもの学習をサポートします。

○児童虐待防止SNS相談事業（児童家庭課） 60,000千円 (R6 60,000千円)

国の児童虐待相談専用のSNSアカウントに寄せられた県民からの相談に対応するため、相談窓口を設置します。

[相談日時] 平日9時～21時、土日祝9時～17時

○こどもの権利擁護推進事業（児童家庭課） 27,000千円 (R6 19,000千円)

こどもの権利擁護推進のため、児童養護施設等へ入所措置を受けたこどもが意見を申し立てる機会を確保するとともに、一時保護所等へ入所するこどもの意見表明等を支援します。

[事業内容]

1 こどもの権利擁護に係る環境整備 360千円

児童養護施設等へ入所措置を受けたこどもからの申立てに応じて、社会福祉審議会が関係機関やこどもへ調査・審議を行い、必要な場合に意見具申を行う仕組みを整備します。

2 こどもの意見表明等支援事業 26,640千円

一時保護所（児童相談所）等で生活するこどもの悩みや不満、措置内容に関して、児童相談所等への意見表明を支援する、独立した立場の支援員を配置します。

○ヤングケアラー支援体制強化事業（児童家庭課） 27,000千円（R6 27,000千円）

ヤングケアラーに対する専門的な支援体制を整えるため、福祉・介護・医療・教育等の関係機関職員への研修等を行うとともに、相談窓口や当事者同士が悩みを相談しやすい場を設置します。

〔主な事業〕

- ・相談窓口の設置 13,085千円（R6 13,085千円）
週5日、午前9時～午後8時、常時2名配置
- ・ピアサポート・オンラインサロンの開催 9,486千円（R6 9,486千円）
- ・ヤングケアラー関係機関職員研修 2,429千円（R6 2,429千円）

○DV等の防止及び被害者支援の推進（児童家庭課） 320,473千円（R6 273,063千円）

ドメスティック・バイオレンス等の防止及び被害者支援の推進を図るため、相談、一時保護、広報啓発等の事業を実施します。

〔主な事業〕

- 1 相談支援体制の充実 261,987千円（R6 231,460千円）**
 - ・女性サポートセンターにおける電話相談、一時保護の実施等 203,232千円
 - ・地域配偶者暴力相談支援センターにおける相談の実施 58,755千円
- 2 DVの早期発見に向けた広報啓発 8,642千円（R6 7,808千円）**
 - ・DV防止に関する広報・啓発 4,987千円
 - ・DV予防教育の推進 2,120千円
 - ・大学生を対象とした意識調査 1,535千円

（２）教育施策の充実

○私立学校經常費補助（一般補助）（学事課） 10,643,385千円（R6 32,143,506千円）

私立学校の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人の教育に要する経常的経費に対し、助成します。

なお、令和7年度当初予算は骨格予算のため、6月交付分のみを計上しています。

○私立学校經常費補助（特別補助〔専門学校職業実践専門課程運営費補助〕）（学事課） 10,000千円（R6 10,000千円）

私立専修学校（専門課程）の振興と学生負担の軽減を図るため、職業実践専門課程の運営に要する経常的経費に対し、県独自で助成します。

〔補助対象経費〕 教育課程編成等に係る委員報酬のほか、講演費・講座費、教員研修費

〔補助基準額〕 1学科あたり20万円（但し1校あたり40万円を上限）

○私立学校經常費補助（特別補助〔幼稚園等特別支援教育経費〕）（学事課） 660,000千円（R6 617,000千円）

私立幼稚園等における特別支援教育の振興と保護者負担の軽減を図るため、学校法人立の幼稚園等に対し、障害のある幼児の特別支援教育に必要な経費を助成します。

〔補助対象経費〕 人件費、教育研究経費、管理経費及び設備費

〔補助基準額〕 障害のある幼児1人以上就園：784千円/人

○私立学校経常費補助（特別補助〔幼児教育の質の向上のための幼稚園教諭等の人材確保支援事業〕）（学事課） 313,000千円（R6 435,000千円）

私立幼稚園の教職員等の処遇を改善するため、国の補助制度の改正に対応し、給与改善に要する経費に対し、引き続き助成します。

〔補助対象経費〕 学校法人が行う教員の給与改善に要する経費

〔補助基準額・補助率〕

①通常のベースアップ及び定期昇給の合計を超える分

・補助基準額

令和4年2月基本給と比較して、通常のベースアップと定期昇給分を合わせた基準を超える金額

・補助率：2/3（国1/3、県1/3）

②通常のベースアップ及び定期昇給の合計分

・補助基準額：1名につき月額2,000円

・補助率：10/10（県10/10）

○私立学校LED照明器具導入事業費補助（学事課） 110,000千円（R6 110,000千円）

私立小中学校・高等学校等において、高騰する電気料金負担の抑制や、二酸化炭素排出量の一層の削減を進めるため、LED照明の導入経費に対し、県独自で助成します。

〔補助対象経費〕 学校法人が行うLED照明の整備に要する経費（上限額15,000千円/校）

〔補助率〕 2/3

○私立高等学校等ICT環境整備事業（学事課） 85,000千円（R6 112,000千円）

私立高等学校等におけるICT教育環境の一層の充実を図るため、パソコンやタブレット端末、電子黒板等の整備に要する経費について、国の助成に県独自の上乗せを行います。

〔補助率〕 1/4（1人1台端末の整備に対する支援は1/12）

○私立高等学校等就学支援事業（学事課） 9,750,000千円（R6 9,700,000千円）

私立高校生等に対し、家庭の教育費負担の軽減を図るため、授業料の一部を助成します。

〔対 象 者〕 私立高校、専修学校（高等課程）等に通学する生徒

〔支 給 額〕 年収590万円未満程度の世帯 生徒1人あたり396,000円/年
年収590万円以上、910万円未満程度の世帯 生徒1人あたり118,800円/年
※年収は目安であり、家族構成により異なる

○私立高等学校等授業料減免・入学金軽減事業補助（学事課）

1,668,000千円（R6 1,592,000千円）

学校法人が保護者に対し、授業料や入学金の全部又は一部を免除した場合、その経費を助成します。

〔補助制度の概要〕

1 授業料減免

〔補助対象〕 全額減免：生活保護を受けている者、年収640万円未満程度の者
2/3減免：年収640万円～750万円未満程度の者など
※年収は目安であり、家族構成により異なる

2 入学金軽減

〔補助対象〕 生活保護を受けている者、年収350万円未満程度の者
※年収は目安であり、家族構成により異なる

〔補 助 額〕 学校法人が入学金を軽減した額（限度額：15万円）

○私立高等学校等奨学のための給付金事業（学事課） 555,000千円（R6 482,000千円）

私立高校等に在学する生徒の保護者の教育費負担軽減を図るため、奨学のための給付金を支給します。

〔対 象 者〕 私立高校等の生徒がいる保護者等

〔支 給 額〕

私立高校等に在学する者で、1人につき以下の額

- ・生活保護受給世帯 年 52,600円
- ・道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯
 - 第1子の高校生等がいる世帯 年152,000円（通信制・専攻科 52,100円）
 - 第2子以降の高校生等がいる世帯 年152,000円（通信制・専攻科 52,100円）

〔負担割合〕 国1/3、県2/3

○私立専門学校入学金・授業料減免事業補助（学事課）

1,200,000千円（R6 1,106,000千円）

県内の私立専門学校が授業料・入学金の減免を行う場合に、県がその経費を助成します。

[補助率・補助上限額]

県内の私立専門学校に在学する者で、1人につき以下の額

所得基準等	補助率	補助上限額			
		昼間部		夜間部	
		入学金	授業料	入学金	授業料
年収270万円未満程度	3/3	160千円	590千円	140千円	390千円
年収270万円以上、年収300万円未満程度	2/3	107千円	393千円	93千円	260千円
年収300万円以上、年収380万円未満程度	1/3	53千円	197千円	47千円	130千円
工業専門課程、農業専門課程、多子世帯 （年収600万円未満程度）	1/4	40千円	148千円	35千円	98千円

※所得基準は家族構成により異なる。

[負担割合] 国1/2、県1/2

○私立小中学校家計急変世帯授業料軽減事業（学事課） 11,000千円（R6 11,000千円）

私立小中学校に通う児童生徒の継続的な学びを支援するため、県内私立小中学校が入学後に家計が急変した世帯に対し授業料の減免を行う場合に、県がその経費を助成します。

[対象者] 入学後に保護者の失職等により家計が急変し、家計急変後の年収が400万円未満相当となり、かつ保護者の資産保有額が700万円未満の世帯

[補助額] 児童1人当たりの年間授業料全額か33万6千円のいずれか低い方

○公立高等学校就学支援金（財務課） 7,966,000千円（R6 8,096,950千円）

公立高校に在学する生徒の経済的負担の軽減を図るため、授業料相当額を支給します。

〔対 象 者〕 県立・市立高校生

〔支 給 額〕 年収910万円未満程度の世帯 生徒1人当たり118,800円/年（全日制）

※年収は目安であり、家族構成により異なる。

○公立高等学校等奨学のための給付金（財務課） 847,000千円（R6 855,442千円）

公立高校等に在学する生徒の保護者の教育費負担軽減を図るため、奨学のための給付金を支給します。

〔対 象 者〕 県立・市立高校生、国立高等専門学校等の生徒がいる保護者等

〔支 給 額〕

国公立高校等に在学する者で、1人につき以下の額

- ・生活保護受給世帯 年 32,300円
- ・道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税である世帯

第1子の高校生等がいる世帯 年131,500円（通信制・専攻科 50,500円）

第2子以降の高校生等がいる世帯 年143,700円（通信制・専攻科 50,500円）

〔負担割合〕 国1/3、県2/3

○奨学のための給付金における電子申請の導入【新規】（学事課・財務課） 35,643千円
（債務負担行為 47,000千円）

保護者の利便性向上のため、現在紙での申請となっている奨学のための給付金について、令和8年4月からオンラインによる電子申請を導入します。

○公立学校給食費無償化事業（保健体育課） 1,238,000千円（R6 1,093,000千円）

子供が多い世帯について経済的負担の軽減を図るため、市町村と連携し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を無償化します。

〔対 象 者〕 3人以上の子を扶養する世帯において、被扶養者である子のうち年齢が上から3番目以降の子（義務教育の公立学校在籍者に限る）

〔負担割合〕 市町村立学校：県1/2、市町村1/2（千葉市のみ県1/4、市3/4）

県立学校：県10/10

○教員不足解消に向けた緊急対策事業（教職員課） 30,000千円（R6 30,000千円）

深刻な教員不足の解消に向け、人材サービス会社と連携し、教員志願者に訴求力の高い採用プロモーションを行います。また、抜本的な教員の確保対策を検討するため、千葉大学と実施しているモデル事業について、令和7年度から新たに私立大学とも協働して取り組みます。

〔事業内容〕

・教員採用プロモーション 24,500千円

教員の魅力ややりがいを伝えるPR動画、パンフレットなどを作成するほか、就職活動用ウェブサイト等を活用した情報発信や教員志願者向けのイベントを実施します。

・県内大学とのモデル事業 5,500千円

千葉大学及び本県の教員志願者が多い県内私立大学との協働により、教育学部生による県内小中学校での教育活動体験等を実施します。

○教員不足解消に向けた奨学金返還緊急支援事業（教職員課）

58,000千円（R6 36,700千円）

深刻な教員不足の中でも、教育現場を支える優れた人材を確保するため、本県で公立学校の教員として採用された者の奨学金返還を緊急的に支援します。

〔対象奨学金〕 日本学生支援機構の第一種奨学金

〔対 象 校 種〕 小学校・中学校・特別支援学校

〔対 象 者〕 令和6年度から令和11年度までの新規採用者

〔支 給 額〕 貸与額全額を10年間に分けて支給

○教員の多忙化対策の推進（教職員課、学習指導課、保健体育課）

1,722,000千円（R6 1,370,000千円）

教員の長時間勤務を改善するため、教員の事務作業の一部を補助する職員を増員し、新たに高校にも配置するとともに、引き続き市町村の部活動指導員の配置に対し助成します。

〔事業内容〕

1 スクール・サポート・スタッフの配置 1,458,000千円

〔負担割合〕 国1/3、県2/3

〔配置人数〕 小中学校949人、特別支援学校36人、高等学校0人→8人

〔業務内容〕 授業準備、校内掲示物の作成、会議の準備、調査統計のデータ入力 等

2 副校長・教頭マネジメント支援員の配置 219,000千円

〔負担割合〕 国1/3、県2/3

〔配置人数〕 小中学校42人→57人、特別支援学校2人、高等学校0人→12人

〔業務内容〕 保護者や外部との連絡調整、勤務・会計・施設管理事務の支援 等

3 部活動指導員の配置に対する助成 45,000千円

〔負担割合〕 国1/3、県1/3、市町村1/3

〔配置人数〕 中学校173人

〔業務内容〕 実技指導、大会の引率 等

○地域クラブ活動体制整備事業（学習指導課、保健体育課）

373,000千円（R6 253,000千円）

休日部活動の段階的な地域移行に向けて、受け皿となるスポーツ団体や文化芸術団体等の整備、指導者の確保等に関する実証事業を行います。

〔負担割合〕 国10/10

〔主な事業〕

1 コーディネーターの配置 12,411千円

市町村への助言や関係団体との連絡調整等を行うコーディネーターを本庁及び教育事務所に配置します。

〔配置人数〕 7人

2 市町村立中学校における実証事業 352,676千円

地域移行に向けた体制整備や指導者の確保、関係団体との連携強化、参加費用負担への支援などに取り組みます。

3 県立中学校における取組 4,030千円

県立千葉中学校において、段階的な地域移行を進めます。

○業務改善ＤＸアドバイザー配置事業（教職員課） 35,000千円（R6 14,000千円）

I C Tの活用による校務の効率化を図るため、各学校において具体的にI C T化や業務改善の提案等を行う専門人材をモデル的に配置します。

〔配置対象〕市町村教育委員会（小・中学校）、県立学校（高等学校、特別支援学校）

〔配置人数〕8人

○学校問題解決サポート事業【新規】（教育総務課、児童生徒安全課） 60,000千円

県立学校等に関する問い合わせにワンストップで対応する統一ダイヤルを用意するとともに、専門家等との連携が必要な事案については、専属で対応する職員を配置し、保護者等の利便性を向上させるとともに、教職員が業務に専念できる環境を構築します。

〔事業内容〕

1 県教育庁統一ダイヤルの設置 37,000千円

県民から各県立学校等への外線電話にワンストップで対応するコールセンターを設置します。

2 学校問題解決支援コーディネーターの配置 23,000千円

統一ダイヤルで受け付けた事案等のうち、専門家や関係課等と連携して対応が必要な事案に対応する職員を配置し、早期対応・問題解決を図ります。

○県立学校会計クラウドの導入【新規】（財務課） （債務負担行為 98,000千円）

保護者の利便性向上や教職員の負担軽減のため、県立学校特有の学校徴収金等の会計について、口座振替や支払いなどの事務処理を一連のシステムで行う学校会計クラウドを導入し、キャッシュレス化・ペーパーレス化を図ります。

〔導入時期〕令和9年度

○県立学校長寿命化対策事業〔再掲〕（教育施設課）

11,190,000千円（R6 8,531,415千円）
（債務負担行為 13,464,000千円）

県立学校施設の長寿命化対策を推進するため、「千葉県県有建物長寿命化計画」に基づき、大規模改修等を行います。

また、当面、大規模改修の予定がない学校について、建物の劣化の進行を防ぐため、屋上防水等改修工事を行います。

〔事業内容〕

1 県立学校大規模改修 10,277,300千円

〔事業箇所〕 調査・基本設計 8校

実施設計 19校

仮設校舎賃貸借 13校

工事 15校

2 県立学校屋上防水等改修 912,700千円

〔実施施設〕 大規模改修の着手が概ね令和10年度以降となる学校のうち、老朽化が著しいもの

〔実施箇所〕 実施設計5校16棟、工事10校17棟

○特別支援学校整備事業（教育施設課、特別支援教育課、財務課）

606,700千円（R6 678,700千円）
（債務負担行為 8,320,000千円）

特別支援学校の児童生徒の増加に伴う過密解消のため、「第3次県立特別支援学校整備計画」に基づき、新設校の設置等を行います。

〔事業内容〕

- ・旧千葉市立花見川第二中学校の改修等による学校新設 180,000千円
（債務負担行為 70,000千円）
- ・浦安市立明海南小学校の改修等による学校新設 162,200千円
（債務負担行為 2,910,000千円）
- ・君津高校上総キャンパスの改修等による学校新設 185,700千円
（債務負担行為 4,933,000千円）
- ・松戸特別支援学校の教室棟増築 75,000千円
- ・印旛特別支援学校に仮設教室棟を設置 3,800千円
（債務負担行為 407,000千円）

○県立学校空調設備整備事業（教育施設課、財務課）

1,984,000千円（R6 1,478,840千円）

（債務負担行為 3,099,000千円）

生徒の学習環境及び教職員の執務環境の改善を図るため、特別教室及び職員室等の管理諸室の空調整備を進めます。

〔主な事業〕

- | | | | |
|---|-----------------------------|-------------|-----------|
| 1 | 普通教室（高校） | 1,218,000千円 | |
| | ・ 県設置空調（設計9校、空調リース33校） | | 237,063千円 |
| | ・ 保護者負担により設置された空調のリース料（86校） | | 980,937千円 |
| 2 | 職員室等の管理諸室（高校） | 289,000千円 | |
| | ・ 県設置空調（設計1校、空調リース93校） | | 249,425千円 |
| | ・ 保護者負担により設置された空調のリース料（10校） | | 39,575千円 |
| 3 | 特別教室（高校） | 448,000千円 | |
| | ・ 県設置空調（設計15校、空調リース料26校） | | 222,164千円 |
| | ・ 保護者負担により設置された空調のリース料（81校） | | 225,836千円 |

〔参考：令和6年度2月補正予算案計上事業（国補正予算に伴うもの）〕

○県立学校体育館空調設備整備事業【新規】（教育施設課） 30,400千円

児童・生徒の学習環境を改善するとともに災害時の避難所機能を強化するため、国が創設する新たな交付金を活用し、避難所に指定されている県立中学校及び特別支援学校の体育館に順次空調を整備します。

〔事業内容〕

- ・ 設計（中学校2校、特別支援学校5校）

○県立学校体育館空調設備整備事業（教育施設課） 10,000千円

生徒の学習環境を改善するとともに災害時の避難所機能を強化するため、県立高等学校についても、大規模災害時に避難所として使用される可能性が高い体育館から優先的に県負担で空調整備に着手します。

〔事業内容〕

- ・ 設計（高校2校）

○県立高校エレベーター設置事業（教育施設課） 54,600千円（R6 36,000千円）
（債務負担行為 1,848,000千円）

障害のある生徒等が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進するため、県立高校へのエレベーター設置をリース方式により計画的に進めます。

〔事業箇所〕 高校3校3基

○県立学校トイレ改修事業（教育施設課） 865,000千円（R6 1,179,800千円）
（債務負担行為 4,668,000千円）

県立学校のトイレ環境の改善と洋式化率の向上を図るため、床のドライ化や手洗い設備の改修等のほか、和式トイレの洋式化を実施します。

〔事業内容〕

1 トイレ先行改修事業 563,000千円

当面の大規模改修の対象校となっていない高校の普通教室棟のトイレについて、洋式化も含めた全面的な改修を行います。また、早期完了のため、設計と工事をまとめて発注するデザインビルド方式による整備を進めます。

〔事業箇所〕 工事18校18棟

〔改修内容〕 床のドライ化、天井・壁の張替、洋式化、手洗い設備更新 等

2 和式トイレ洋式化事業 302,000千円

大規模改修及び先行改修の対象外となっている全ての学校の和式トイレについて、計画的に洋式化改修を行います。

〔実施箇所〕 高校96校

〔改修内容〕 和式トイレの洋式化

〔総事業費〕 2,117百万円（令和4年度～令和11年度）

○県立学校照明器具LED化事業（教育施設課） 64,700千円（R6 25,080千円）
（債務負担行為 650,000千円）

省電力化により脱炭素社会の実現に貢献するとともに、財政負担の軽減を図るため、県立学校の照明をリース方式により順次LED化します。

〔対象室〕 普通教室、事務室、校長室、職員室、保健室 等

〔費用削減効果（15年間の見込）〕

約8.5億円の削減（約42.1億円→約33.6億円）

○小学校専科非常勤講師等配置事業（教職員課） 532,000千円（R6 474,000千円）

児童の学力及び学習意欲等の向上を図るため、県独自の専科教員等の配置を拡充します。

[事業内容]

1 非常勤講師の配置 400,000千円

算数及び理科について、学習指導の充実を図るため、専任の非常勤講師を配置します。

[配置校数] 100校（3・4年生）

[実施方法] 非常勤講師が単独または、担任と共に授業を実施

[配置計画] R4:40校、R5:80校、R6:90校、R7:100校

2 技能教科専科指導員の配置 132,000千円

体育及び図工について、専門的な指導力を備えた外部指導者を配置します。

[配置校数] 80校（1～4年生）

[実施方法] 担任が授業を行い、実技模範等を専門的な技術を持つ外部指導者が実施

[配置計画] R4:40校、R5:60校、R6:70校、R7:80校

○塾講師を活用した学習支援モデル事業（学習指導課） 20,000千円（R6 20,000千円）

児童生徒の学力向上を図るため、県内小中学校において、授業補助と補習に塾講師を活用するモデル事業を引き続き実施します。事業の2年目となる令和7年度は習熟度に分けた補習を実施するなど、より効果的な活用方法を検討します。

[実施校数] 10校（小学校6年生、中学校3年生）

[実施方法]

- ・授業補助で児童生徒の課題を見取り、それをもとに補習を行う取組を週2日程度実施

○ちばっ子「学力向上」総合プランの推進（教育政策課、学習指導課）

191,810千円（R6 175,650千円）

児童生徒の学力向上のため、授業中における学習支援、体験学習など多様な学習機会の提供、魅力ある授業づくりなどに取り組みます。

〔主な事業〕

1 学習サポーター派遣事業 145,467千円

児童生徒の学力向上のため、授業中における学習支援、学校教育の一環として行う放課後学習等の取組に対して、退職教員などを学習サポーターとして小・中学校に派遣します。

〔補助率〕 国1/3

〔配置人数〕 公立小中学校に192人

〔実施内容〕 授業中における学習支援、放課後学習 等

2 多様な学習機会の提供 40,848千円

小・中・高等学校が相互に連携し、専門的な学びの機会を提供するとともに、先進的な理数教育を推進するなど、多様な学習機会を提供します。

〔実施内容〕・専門学科を体験しよう事業 5,800千円

・特別非常勤講師の配置 18,075千円

・先進的な理数教育の推進 16,973千円

3 魅力ある授業づくり 900千円

優れた技能や専門性を活かした授業を行う教員を授業づくりコーディネーターとして認定し、近隣の学校を訪問し授業公開や授業づくり支援により授業改善を図ります。

4 STEAM教育の推進 1,600千円

外部人材による教科横断型の特別授業を県立高校において実施し、理数の魅力・楽しさを伝え、探究心を引き出すとともに、学習の意義の実感により学習意欲の向上を図ります。

5 学びの未来デザインシート事業 930千円

令和2年度から千葉県独自で実施してきた、これからの社会で求められる考える力を試すテスト（学びの未来デザインシート）について、市町村の各学校が引き続き利用できるようこれまでのテストの様式を改修し、活用を図ります。

○学校ＤＸ推進パートナー配置事業（学習指導課） 49,000千円（R6 35,000千円）

県立高校においてＩＣＴを効果的に活用した授業の展開を図るため、対象校を巡回して授業改善の提案等を行う専門人材を配置します。

〔配置人数〕 2人→ 4人

〔対象校数〕 8校→16校

〔実施内容〕 ＩＣＴを活用した授業改善の提案、教材作成、事例の横展開

○学習用ネットワークの整備【新規】（学習指導課） 93,040千円
（債務負担行為 838,000千円）

県立学校における一人一台端末を活用した学習指導が充実するよう、県立学校の全教室で安全かつ高速に接続できるネットワーク環境を整備します。

〔実施内容〕 全教室の回線速度が1Gbps となるよう回線の専用線化を実施

○公立学校情報機器整備基金事業（学習指導課、特別支援教育課）
12,725,275千円（R6 3,808,750千円）

国の交付金により造成した基金を活用して、義務教育段階の公立学校における1人1台端末の着実な更新・整備を進めます。

〔主な事業〕

- 1 市町村の端末調達に係る補助 12,558,000千円

〔補助率〕 2/3

〔補助対象〕 児童生徒全員分（予備機含む）の端末調達（1台あたり上限5.5万円）

- 2 県の端末調達 76,000千円

県立中学校及び特別支援学校小中学部の端末を更新します。

○日本語の指導を含むきめ細かな支援推進事業（学習指導課）

48,563千円（R6 39,300千円）

日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、学習上・生活上の支援を行うため、母国語を話することができる相談員等を派遣し、日本語指導及び適応指導等を行うとともに、市町村が行う外国人児童生徒への支援に対して助成します。

〔主な事業〕

1 外国人児童生徒等教育相談員の派遣 29,845千円（R6 24,046千円）

日本語指導の必要な県立学校の外国人生徒に対して、相談員を派遣します。

〔派遣人数〕95人

2 連絡協議会の開催 623千円（R6 623千円）

日本語指導担当教員の指導向上等のため、経験年数等に応じたきめ細かな研修等を実施します。

3 拠点校における支援の在り方等調査・研究 4,105千円（R6 3,853千円）

拠点校に相談員支援コーディネーターを配置し、授業や就職における支援体制等について調査・研究を行い、その成果を普及します。

4 外国人児童生徒等教育補助事業 13,834千円（R6 10,622千円）

市町村が実施する日本語指導員の配置や協議会の運営等に係る経費を助成します。

〔負担割合〕国1/3、県1/3、市町村1/3

〔対象市町村〕9市町村（予定）

○国際的に活躍できる人材の育成（学習指導課、教育政策課）

333,674千円（R6 324,150千円）

国際的に活躍できる人材を育てるため、中学生・高校生の英語学習の充実を図るとともに、海外留学への助成や国際教育交流の推進により、国際感覚や多文化理解の醸成を図ります。

〔事業内容〕

1 英語教育の推進（学習指導課）

（1）外国語指導助手（A L T）活用事業 297,174千円（R6 290,310千円）

県立学校において外国語指導助手（A L T）による授業などに取り組みます。

（2）A I の活用による英語教育強化事業 15,000千円（R6 11,200千円）

県立高校及び市町村立中学校において、授業や家庭学習での効果的なA I活用を検証するモデル事業を行います。

2 国際交流の推進（教育政策課）

（1）高校生等海外留学助成事業 15,600千円（R6 15,600千円）

高校生等が外国に留学する場合の経費の一部を助成することにより留学を促進します。

（2）国際教育交流推進事業 5,900千円（R6 7,040千円）

アジア地域に教職員・高校生を派遣し、海外との教育分野での交流を促進するほか、県内の高校生が外国人とディスカッションやレクリエーション等を行うプログラムを実施します。

○キャリア教育の推進〔一部再掲〕（学習指導課、教育政策課）

35,555千円（R6 33,700千円）

生徒が主体的に自らの生き方について考え、将来を見通しながら社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けていくことができるよう、学校における実践的なキャリア教育を推進します。

〔主な事業〕

1 ビジネスモデルに関する学習動画作成

4,600千円（R6 5,600千円）

変化の激しい社会でしっかりと生き抜いていく力や考え方を身に付けることができるよう、発展性のある産業を見つけ、働くことのメリットなどをまとめた学習動画を作成します。

2 中高生キャリア教育実践プログラム研究事業

14,220千円（R6 12,890千円）

市町村立中学校の2年生及び県立高校（普通科）の1年生にキャリアプランニングの考え方や自己理解の重要性を学ぶキャリア教育プログラムを実施します。

3 キャリアデザイン講演会の実施

3,450千円（R6 3,450千円）

生徒のキャリア形成意識を醸成するため、企業経営や科学技術分野等で活躍する方の講演会を実施します。

4 課題探究型キャリア教育ゼミの実施

2,032千円（R6 2,032千円）

県立高校の専門学科等に地域課題の解決について探究するゼミを設置し、生徒が自己の役割・特性を理解しながら主体的に課題解決を図る能力を育成します。

5 就職支援事業

860千円（R6 860千円）

生徒の職業意識の啓発や就職支援につなげるため、生徒等を対象に講演会を実施するとともに、教員研修等を実施します。

6 中学校教員の県立高校専門学科の視察研修

750千円（R6 720千円）

進路指導の際、よりの確に生徒や保護者にアドバイスできるよう、中学校教員を対象に県立高校（専門学科）を視察する研修を実施します。

7 主体的な高校選択の推進

7,800千円（R6 7,850千円）

児童生徒が自己のキャリアを考え、より適切な高校選択を実現できるよう、専門学科を有する高校の生徒や教員が小中学校を訪問して体験学習等を実施するとともに、各県立高校の魅力ある教育内容を情報発信します。

〔実施内容〕・専門学科を体験しよう事業〔再掲〕

5,800千円

・学校提案型魅力発信事業

2,000千円

○リカレント教育の推進（生涯学習課）

15,900千円（R6 15,900千円）

生涯にわたり必要な知識を学び直すリカレント教育を推進し、社会に求められる産業人材の育成につなげるため、「学びの総合窓口」を運営します。

〔事業内容〕

- ・「学びの総合窓口」の運営

12,768千円

キャリアコンサルタント等によるオンライン相談を実施するとともに、各業界で求められる人材像やスキル等の概観を学ぶ講座を開催します。

- ・AIを活用した生涯学習情報の収集

2,574千円

AIシステムを活用して県内の生涯学習に係る情報を収集し、相談者等への的確に情報提供します。

- ・産学官連携リカレント教育推進協議会の運営

558千円

産業界や教育機関、行政からなる協議会において、課題や情報を共有するとともに、今後のリカレント教育推進のあり方を検討します。

○私立幼稚園医療的ケア看護職員配置事業【新規】〔再掲〕（学事課）

22,000千円

私立幼稚園における医療的ケア児の受入体制の整備に向けて、教員とは別に配置する、医療的ケア看護職員や介護福祉士等の配置に要する経費を補助し、特別支援教育の更なる充実を図ります。

〔補助対象経費〕

医療的ケアを行う看護職員及び介護福祉士等の配置に要する経費

〔補助率〕 10/10（うち国1/2、県1/2）

○医療的ケア児の通学に係る保護者支援モデル事業〔再掲〕（特別支援教育課）

28,900千円（R6 28,900千円）

特別支援学校に在籍するスクールバスへの乗車が困難な医療的ケア児について、通学に係る保護者負担を軽減するため、県の負担により保護者の代わりに看護師等が福祉タクシー等に同乗し送迎を行う通学支援体制を構築するモデル事業を引き続き実施します。

〔支援内容〕 同乗する看護師等の派遣費用及び福祉タクシー等利用費用（片道20回分）

〔対象校〕 桜が丘特別支援学校、袖ヶ浦特別支援学校、松戸特別支援学校、

船橋特別支援学校、船橋夏見特別支援学校

○学校におけるいじめ対策・不登校児童生徒支援の推進

1,440,705千円（R6 1,418,250千円）

いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・解決のため、スクールカウンセラーを増員するなど、児童生徒が学校生活を安心して送れる環境づくりを進めます。

〔事業内容〕

1 学校への支援体制の強化（児童生徒安全課、警察本部少年課）

1,311,593千円（R6 1,288,827千円）

- ・スクールカウンセラーの配置（児童生徒安全課）

967,233千円

児童生徒のカウンセリングや教職員・保護者への助言・援助を行うスクールカウンセラーを小学校で拡充します。

〔配置人数〕 小学校 638人（隔週1日配置510人→638人）、中学校 311人（週1日配置）

高等学校 121人（週1日配置）、特別支援学校 5人（隔週1日配置）、

教育事務所等 11人

- ・スクールソーシャルワーカーの配置（児童生徒安全課） 175,958千円

問題の解決に向けて福祉機関等との連携や、児童虐待が疑われるなど緊急性の高い事案への対応を行うスクールソーシャルワーカーを増員します。

〔配置人数〕 県内に69人（64人→69人）を配置し、機動的に対応

- ・不登校児童生徒支援チームの設置（児童生徒安全課） 8,525千円

不登校が長期化しているケースを対象に知見のある専門家等がチームで支援します。

- ・スクール・サポーターの配置（警察本部少年課） 159,877千円

学校が実施する非行防止やいじめ対策の支援を行うスクール・サポーターを各少年センターに配置します。

〔配置人数〕 32人

2 相談体制等の充実（児童生徒安全課、県民生活課） 119,787千円（R6 113,702千円）

- ・SNSを活用した相談事業（児童生徒安全課）

24,000千円

小学校4年生から高校生までを対象としたSNSを活用した相談窓口を設置します。

〔実施期間〕 令和7年4月1日～令和8年3月31日の週3日（予定）

〔開設時間〕 午後6時～午後10時

- ・子どもと親のサポートセンター等における相談事業（児童生徒安全課） 88,717千円

窓口や電話での相談を24時間いつでも受け付けるほか、オンライン相談を実施します。

- ・青少年ネット被害防止対策事業（県民生活課）

7,070千円

青少年が利用するSNSなどを監視し、いじめ、非行、犯罪被害につながるおそれのある書き込みを把握した場合、関係機関への連絡等を行います。

3 学校におけるいじめ対応力強化等（児童生徒安全課、学事課）

9,325千円（R6 15,721千円）

- ・いじめ重大事態対策強化事業

6,864千円

県立学校の重大事態に関して、より迅速かつ適切に対応できるよう、知見を持つ専門人材を配置します。

- ・いじめ防止対策推進条例に基づく調査会等

2,461千円

○不登校児童生徒の教育機会確保事業（児童生徒安全課） 5,670千円（R6 4,006千円）

不登校児童生徒の多様な学びの場の充実を図るため、中学生に加え、新たに小学校4～6年生も対象としてオンライン授業や教育相談を行います。

〔事業内容〕

1 ICTを活用した学びの場の構築

5,221千円

不登校児童生徒に対して、自宅から参加できるオンライン上の授業配信や教育相談を行います。

〔対象〕 不登校状態にある県内小学校4～6年生、中学生

2 千葉県不登校児童生徒支援連絡協議会の運営

449千円

○課題を抱える高校生の居場所設置・相談支援事業（健康福祉指導課）

18,330千円（R6 12,000千円）

貧困や家庭環境など様々な原因により困難な状況にある子どもを早期に発見し、福祉的な支援につなげていくため、中核地域生活支援センターと福祉団体等が連携して校内に気軽に相談できる居場所を作ります。

〔実施場所〕 県内の高等学校13校

〔委託先〕 実施地域に設置されている中核地域生活支援センターの受託事業者

〔事業内容〕 実施校ごとに月1回程度開催する居場所づくりの事業について、参加団体の手配や広報等の開催準備を支援するとともに、開催経費への助成（1回あたり上限5万円）や当日の子どもの相談対応を行います。